

○桜井宇陀広域連合議会傍聴規則

平成9年3月31日
議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、一般席及び新聞記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 一般席で傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 新聞記者席で傍聴しようとする者は、あらかじめ議長に届け出なければならない。ただし、1の新聞社につき2人を超えることができない。

(傍聴券)

第4条 議長は、必要と認めるときは、傍聴券(別記様式)を発行することができる。

2 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は、傍聴することができない。

(傍聴人の数の制限)

第5条 議長は、特に必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(議場入場の禁止)

第6条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることができない。

(傍聴の禁止)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器又は危険のおそれのある器物を持っている者
- (2) 酒気をおびている者
- (3) 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれあるものを持っている者
- (4) 年齢12歳未満の者は、特に許可を受けた場合を除くほか、傍聴することができない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。

(5) その他会議の品位を傷つけると認められるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場命令)

第10条 議長は、秘密会を開くとき、及びこの規則に違反し、議場の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずるものとする。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表様式（その１）（第４条関係）

表

桜井宇陀広域連合議会一般傍聴券

No. _____

年 月 日

裏

傍聴人の心得

- 一 傍聴人は、自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入してください。
- 二 都合により傍聴人員を制限されることがあります。
- 三 次の該当者は、傍聴することはできません。
 - ア 凶器又は危険のおそれのある器物を持っている者
 - イ 酒気をおびていると認められる者
 - ウ 旗、のぼり、プラカードその他氣勢を示すおそれあるものを持っている者
 - エ その他会場を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 四 傍聴人は、議場に入ることにはできません。
- 五 傍聴席での禁止事項は、次のとおりです。
 - ア 帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用すること。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。
 - イ 飲食又は喫煙をすること。
 - ウ 議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすること。
 - エ 私語、談笑等議事の妨害になるような行為をすること。
 - オ 写真、映画等を撮影し又は録音すること。
 - カ その他会議の品位を傷つけると認められるような行為をすること。
- 六 秘密会を開くとき、又は桜井宇陀広域連合議会傍聴規則に違反して議場の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命じます。
- 七 傍聴人は、すべて係員の指示に従ってください。

別記様式（その２）（第４条関係）

表

No. _____

桜井宇陀広域連合議会

議員紹介券

年 月 日

（注）裏は、別記様式（その一）と同じとする。